



東京税理士会データ通信協同組合情報事業資料

資産運用を委託した外国金融機関から受領した和解金の所得区分

～実損額を上回る得べかりし利益に相当する金額は雑所得～

今回は、日本円で預託した資金を、運用担当者らの不法行為によって委託者が閑知しない間に外貨建ての資産に変えられ、その結果として、約10年にわたる期間の為替の変動の影響により、日本円で預託した元金（30億円超）の額を割り込む状況となった問題について、和解金を受領した事例をご紹介します。（平成27年11月18日裁決・一部取消し・TAINSコード：F0-1-585）

∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞ ∞

<事案の概要>

請求人らは、資産運用を委託した外国金融機関との間の和解により受領した和解金につき、雑所得として申告したところ、原処分庁から、雑所得の金額等に誤りがあるとして更正処分を受けました。本件は、請求人らが、和解金のうち預入元本と主張する額に相当する金額は非課税所得に該当し、これを上回る金額は一時所得に該当するとして、処分の一部の取消しを求めた事案です。

<審判所の判断>

請求人3人のうち1人の更正処分等は適法、2人の更正処分の一部は取り消すべきと判断しました。

1 本件和解においては、請求人らと親族（計4名）一括の総額としての和解金を定めたのみであり、各人の収入の額を個別に認定する必要がある。各人が和解金に係る収入を得たのは、①平成23年3月28日付の各人の口座への入金額と②同年12月12日付の弁護士等に対する報酬総額を控除した残額につき指示書記載のとおりにあん分した額の2回であるが、②に関しては、弁護士報酬等の額が控除されているから、③報酬相当額をあん分した額を加算する必要がある。

2 和解金収入に関する収入すべき金額を生じた日が争点（外貨建て部分を日本円に換算する方法等）となるところ、請求人らは、和解金全額について和解が成立した平成23年11月14日である旨主張するが、3月28日分については入金の時点において、所得の実現があったとみることができる状態が生じているから、この時期を収入すべき時期というべきである。

和解の成立時においては、請求人ら一括の総額は定められたものの、各人が取得すべき最終支払分の額は一切判明しておらず、請求人らとしても、当該額については、指示書の署名時までは各人ごとの額に関する権利を確認できなかったという特殊な事情があるといえ、当該事情については、殊更、各人ごとの額を書面等にあえて示さないことにより収入すべき時期を操作するような要素も介在しなかつたことが認められる。したがって、最終支払分の収入すべき時期は、指示書の効力発生日であり、各人の取得すべき額について権利が確定したといえる平成23年12月12日というべきである。

3 本件和解金は、実損害及び得べかりし利益の賠償に相当する損害賠償金に属する性質の金員として授受したものとみるのが合理的である。そうすると、和解金収入のうち所得税法9条1項17号に規定する非課税部分を超える額は、営利を目的とする継続的な資産運用における得べかりし利益の填補に相当する損害を賠償するものであり、その所得区分は、同法35条1項所定の雑所得に該当する。

4 原処分庁は、弁護士報酬等の費用をあん分した額が請求人らの必要経費になる旨主張する。しかしながら、当事者間で債務の確定といえる事情がなく、当事者間でその最終的な負担ないし必要経費の帰属に関する認識が異なるようなときは、債権者に実際に支払った者についてのみその全額が必要経費となるといわざるを得ないものと解される。これを本件についてみると、当該費用は、その全額が請求人甲単独の必要経費となるものとして算定すべきものと解される。

(税法データベース編集室 大高由美子)

◇以上の判決について詳細（全文・A4判32枚）が必要な方は、送料実費とも2,000円（税抜）で頒布しますので下記あてご一報ください。

JUSTAX 第281号(平成28年12月10日号)／編集・発行 東京税理士会データ通信協同組合・広報部
〒151-0051 東京都渋谷区千駄ヶ谷5-10-9 更生保護会館／TEL(03)3350-6300 FAX(03)3350-4628